平成24年8月2日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 渡辺 啓平成23年(ワ)第117号 損害賠償請求事件 口頭弁論終結日 平成24年6月11日

判

山口県

原告

同訴訟代理人弁護士 通 山 和 史

長野県

被告

同訴訟代理人弁護士 田 邉 一 隆

主

- 1 被告は、原告に対し、119万円及びこれに対する平成23年3月 30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その1を被告の、その余を原告の各負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成23年3月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、夫であった被告に対し、被告の不貞行為や暴力により離婚を余儀なくされたとして、不法行為に基づき、慰謝料500万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損

害金の支払を求めた事案である。

- 1 基礎となる事実(当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全 趣旨により容易に認められる事実)
- (1) 原告(昭和48年 月 日生)と被告(昭和47年 月 日生)は, 平成14年2月22日に婚姻の届出をし,平成15年 月 日に長女 をもうけた(弁論の全趣旨)。
- (2) 被告は,遅くとも平成20年4月ころから, (以下「」という。)との交際を開始し,後に同人との肉体関係をもつようになった(原告本人)。
- (3) 原告は、平成21年1月27日、被告と が不貞関係にあることを知り、その後、 に対し、同人が平成20年4月から被告との不貞行為を継続していることによる慰謝料300万円及びこれに対する平成21年1月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める訴えを長野地方裁判所飯田支部に提起した(以下「別件訴訟」という。)。同訴訟 A において、原告と は、同年9月17日、 が原告に対して解決金200万円の支払義務があることを認め、うち150万円を分割して支払うことを約し、 が期限の利益を喪失することなくこれを支払ったときは、原告がその余の解決金の支払を免除する旨の訴訟上の和解をした(甲7)。
- (4) 被告は、同年2月ころから原告に対して暴力を振るうようになり、同年4月22日には、全治約1か月を要する見込みの多発肋骨骨折、全身打撲を、同年6月16日には、全治約1週間を要する見込みの左頬骨部及び右上腕部打撲並びに左膝擦過傷を、平成22年4月11日には、約1週間程度の加療を要する腰部及び背部打撲を、同年6月6日には、1週間程度の加療を要する頭部打撲、右肩打撲、左上腕打撲、骨盤部打撲を負わせた(甲3ないし6)。
- (5) 原告は、同月9日、実家がある山口県に戻って別居を開始した。

- (6) その後,原告は,長野家庭裁判所飯田支部に対し,被告を相手方とする離婚調停を申し立て,同調停において,同年12月8日,長女の親権者を母である原告と定めて離婚する旨の調停が成立した(甲1)。
- (7) 原告は、 から、別件訴訟における和解条項に従い、平成24年5月3 1日までに合計131万円の支払を受けた(甲7)。
- 2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、被告が原告に対して賠償すべき損害額である。

(原告の主張)

原告は、被告の との不貞行為や原告に対する暴力により離婚を余儀なく されたものであり、これによって原告が被った精神的苦痛を慰謝するに足りる 金額は500万円を下らない。

(被告の主張)

被告は、原告及び長女が罹患していたもやもや病の治療のために長期間原告の実家に滞在し入退院を繰り返していたこと、そのような中で被告の経済的負担が大きくなったこと、原告及び長女の病気のため将来に大きな不安があったこと、原告が主婦としての務めを果たさないことに対する不満もあったことから、勤務先の同僚であった。に相談するうちに同人と親しくなり不貞行為に及んだもので、これらの経緯に照らすと被告には酌むべき事情がある。また、被告の暴力は、出勤のために被告が自宅を出るべき時刻の間際になって原告が金銭的な問題等について被告をなじるため、衝動的に手が出てしまったもので、その原因の一端は原告にも存在する。これらの事情に照らすと、被告の賠償すべき慰謝料の額は、相当程度減額されるべきである。

また、不貞に係る損害賠償請求権については、共同不法行為者である の 弁済によって相当額が消滅している。

第3 争点に対する判断

1 前記基礎となる事実, 証拠(甲1, 3ないし8, 乙4, 原告本人, 被告本

- 人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる 証拠はない。
- (1) 原告と被告は、いずれももやもや病に罹患しており、もやもや病の患者や家族の交流会に参加して面識をもったことが契機となって平成12 年ころから交際を開始し、平成14年2月に婚姻した。
- (2) 婚姻後,原告と被告は,被告の実家のある長野県下伊那郡内に居住して生活していたが,長女が誕生した後の平成17年夏ころ,原告の体調が悪化したことから,原告は,約3か月間,長女と共に山口県内にある原告の実家に戻り,従前から原告のもやもや病を診療していた山口県周南市内の病院において入院治療を受けるなどした。

原告は約3か月後に自宅に戻ったが、その後、原告及び被告と同じくもやもや病に罹患していた長女の病状が悪化し、平成18年10月、平成20年1月、平成21年1月にそれぞれ大阪府内の病院に入院して手術を受けることを余儀なくされたほか、手術の前後に長女が原告の実家で静養するなどしたため、長女に付き添っていた原告も、平成18年8月から平成19年2月ころまで及び同年12月ころから平成21年2月ころまでの間、自宅を離れることになった。なお、被告は、原告及び長女が自宅を離れて治療を受けることを了解していた。また、これらの治療等に要する費用は、公費で負担されるほか、主に原告の実家が負担していた。

- (3) 被告は、原告による自宅の居室や台所の整理整頓が不十分であると考えており、これらの原告との生活における不満等を勤務先であるレンタルビデオ店の同僚であった A に話すうちに親しくなり、遅くとも平成20年4月ころから、 と交際するようになり、その後、肉体関係をもつようになった。
- (4) 原告は、長女が入院治療を受けていた平成21年1月27日に一時帰

宅した際、被告の態度に不審を抱き、被告の勤務先の上司に相談したと A : が交際している旨告げられたことから、同日、被告の両親に相談の上、被告と を呼び出して話合いの場をもった。原告及び話合いに同席した被告の母親は、被告と に関係の解消を求めたが、 A は被告との関係の解消を強く拒み、被告も積極的に A との関係を解消しようとはしなかった。また、被告は、上記の話合いの後、 と被告の交際について被告の勤務先の上司や被告の両親に相談するなどした原告の態度を責め、原告を殴るなどした。

- (5) 原告は、初めて被告から殴られたものの、なお被告との婚姻生活の継続を希望し、同年2月3日、大阪府内の病院を退院した長女と共に自宅に戻り、再び被告との同居を開始した。

もっとも, は,解決金については当該和解の条項に従い支払うものの,被告との関係については少なくとも平成23年10月ころまで解消しなかった。

(7) 被告は、金員を浪費する傾向があり、月額12万円前後の給与のほぼ全額を原告に渡すことなく費消していたため、原告及び長女の生活費は原告の親族からの援助によって賄われていた。また、被告は、自身で費消するために原告から金員を借り入れていたほか、無断で作成した原告名義のカードを用いて金融機関から金員を借り入れていた。

被告は、原告及び長女と再び同居を始めた平成21年2月3日以降、原告がこれらの問題を追及すると、しばしば激高して原告に対して暴力を振るうようになり、同年4月22日、同年6月16日、平成22年4月11

日,同年6月6日には,前記基礎となる事実(4)記載の傷害を原告に負わせた。

- (8) 原告は、同年6月6日の暴力を受けて被告との同居生活の継続を断念し、同月9日、長女と共に原告の実家に戻って別居を開始した。
- (9) 原告は、同年9月に離婚調停を申し立て、同年12月8日、長女の親権者を母である原告と定めて離婚する旨の調停が成立した。
- 2(1) 前記基礎となる事実及び上記認定事実によれば、原告と被告の婚姻関係は、被告が、長女の持病の療養に付き添うために原告が自宅を離れている間に勤務先の同僚と不貞行為に及び、原告が被告の不貞行為を知って不貞関係の解消を求めた後もこれを継続した上、婚姻関係の継続を希望して被告との同居を再開した原告に対し、諍いとなった際に激しい暴力を振るったことにより破綻したものと認められる。

この点、被告は、原告及び長女が持病の治療のために長期間原告の実家に滞在し入退院を繰り返していたこと、そのような中で被告の経済的負担が大きくなったこと、原告及び長女の持病のため将来に大きな不安があったこと、原告が主婦としての務めを果たさないことに対する不満もあったことから、勤務先の同僚に相談するうちに同人と親しくなって不貞行為に及んだ経緯には酌むべき事情がある旨主張するが、これらの事情はいずれも被告の不貞行為を正当化し得るものとは到底いい難い上、被告は原告や長女と同じ持病に罹患しており、交際期間を通じて原告の病状等を認識して婚姻したもので、婚姻後の原告及び長女の病状や必要な療養についても十分に了解していたこと、原告及び長女の療養に必要な費用のほとんどは公費又は原告の実家の負担により賄われており、これによって原告及び被告の家計からの支出が大きく増えたとは考え難いこと、原告が主婦としての務めを果たさなかったことを認めるに足りる的確な証拠は存在せず、仮に原告の分担する家事に何らかの不備があったとしても、原告及び長女の

病状等に照らせばこれを過大視するのは相当でないこと等に鑑みれば、被 告の主張する事情を斟酌する余地は乏しい。

また、被告は、出勤のために被告が自宅を出るべき時刻の間際になって原告が金銭的な問題等について被告をなじるため、衝動的に手が出てしまった旨主張するが、かかる事情が被告の原告に対する暴力を正当化し得るものでないことは明らかである上、原告の追及は、浪費傾向のある被告が給与のほぼ全額を原告に渡すことなく費消し、原告及び長女の生活費が原告の親族からの援助によって賄われている状況にあったにもかかわらず、さらに原告から金員を借り入れ、その上無断で作成した原告名義のカードを用いて金融機関から金員を借り入れていたことに関して行われていたものであること、諍いの背景には被告の不貞行為を巡る原告と被告の関係の悪化があったことは否定し難いことに照らすと、仮に原告が被告を追及した時間や場所、追及方法等に配慮を欠く点があったとしても、これを斟酌する余地は乏しいというほかない。

- (2) 以上によれば、婚姻関係破綻の原因となった被告の不貞行為や原告に対する暴力は、これらの行為に及んだことを正当化し得るような事情は存在せず、被告のために酌むべき事情も乏しいものであって、これによって原告が多大な精神的苦痛を被ったことは明らかである。これらの点に加え、A原告が被告とに不貞関係の解消を求め、に対する損害賠償請求訴訟Aを提起するなどしたにもかかわらず、原告と被告が離婚した後まで被告との関係が続けられたこと、被告の暴力によって原告が重大な傷害を被っていること、その他本件に現れた一切の事情を併せて考慮すれば、原告が被告の不貞行為及び暴力によって離婚を余儀なくされたことによる慰謝料の額は、これを250万円と評価するのが相当である。
- 3 なお、原告は、被告の不貞相手である に対し、不貞行為を継続していることに対する慰謝料300万円等の支払を求めて別件訴訟を提起し、同訴

訟において、が原告に対して解決金200万円の支払義務があることを 認め、うち150万円を分割して支払うことを約し、が期限の利益を喪失することなぐこれを支払ったときは、原告がその余の解決金の支払を免除する旨の訴訟上の和解をしているところ、少なくとも、当該和解によりが分割して支払うことを約した150万円については、被告との共同不法行為である不貞行為の慰謝料に相当する部分であると解されるから、当該条項に基づきから支払があった限度で、上記慰謝料の額から控除するのが相当である。

そして、原告が から既に受領した131万円を上記慰謝料の額から控除した残額は、119万円となる。

4 よって、原告の本訴請求は、被告に対し119万円及びこれに対する平成23年3月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこの限度で認容し、その余は理由がないから棄却することし、訴訟費用の負担につき民訴法61条、64条本文を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 芝 田 由 平